

防府市告示第三十八号の三

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月二十日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十日

防府市長
池田 豊

| 整理番号 | 路 | 線 | 名 | 区 | 間 | 供用開始の日 |
|--------|----|---|-----------------------|--|---------------------------|-----------|
| 〇五―〇一三 | 華陽 | 二 | 号線 | 大字田島字上地二筋第三 大字田島字上地一筋第四 | 七三五番一地从先から 八一六番一八地从先まで | 令和四年四月二十日 |
| 〇四―一四六 | 仁井 | 令 | 町二 号線 | 仁井令町三九〇番一七地从先から 仁井令町三九〇番一五地从先まで | | 令和四年四月二十日 |
| 〇四―一〇一 | 西 | 仁 | 井 令 線 | 西仁井令二丁目一三六九番七地从先から 西仁井令二丁目一三七一番一地从先まで | | 令和四年四月二十日 |
| 〇四―〇六一 | 伊佐 | 江 | 古 谷 河 内 線 | 華園町一〇五六番二地从先から 大字仁井令字東上みとろ一〇四九番一地从先まで | | 令和四年四月二十日 |
| 〇二―一九八 | 沖高 | 井 | 十 一 号 線 | 大字高井字針ノ木一六番一地从先から 大字高井字針ノ木二二番六地从先まで | | 令和四年四月二十日 |
| 〇二―一八五 | 芝 | 生 | 五 号 線 | 大字下右田字馬屋田四〇九番七地从先から 大字下右田字馬屋田四〇二番一地从先まで | | 令和四年四月二十日 |
| 〇二―一八三 | 中 | 塚 | 一 号 線 | 大字高井字伊杭五二二番一地从先から 大字高井字相島五二〇番五地从先まで | | 令和四年四月二十日 |
| 〇二―〇五六 | 大 | 日 | 東 谷 線 | 大字高井字法進七八三番一地从先から 大字高井字奥迫七四一番一地从先まで | | 令和四年四月二十日 |
| 〇二―〇四七 | 中 | 塚 | 塚 原 線 | 大字下右田字赤金二六〇番一地从先から 大字下右田字木ノ下六〇〇番五地从先まで | | 令和四年四月二十日 |

| | | | | |
|---------------------|--|---|---|--|
| 一三―〇三九 | 一二―〇四三 | 〇八一―一〇二 | 〇八一―一〇〇 | 〇七一―〇二〇 |
| 脇 一 号 線 | 友 石 浮 野 線 | 上 地 上 新 前 町 一 号 線 | 上 地 上 新 前 町 線 | 三 田 尻 西 浦 線 |
| 大字富海字南平田二六九五番一地从先まで | 大字江泊字小路口一四九五番一地从先から 大字江泊字小路口一五〇〇番三地从先まで | 大字田島字上地一筋第一 七八一番二地从先から 大字田島字上地一筋第三 八〇六番二三地从先まで | 大字田島字上地一筋第二 七九七番一地从先から 大字田島字上地一筋第四 八一六番一七地从先まで | 西仁井令二丁目一四八五番地先から 華城中央二丁目一四八八番四地从先まで |
| 令和四年四月二十日 | 令和四年四月二十日 | 令和四年四月二十日 | 令和四年四月二十日 | 令和四年四月二十日 |